

議第208号

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年11月25日提出

京都市長 門川大作

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「100分の160」を「100分の145」に改め、同項第2号中「100分の175」を「100分の165」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項の前の見出しを削り、同項を附則第3項とし、同項の前に見出しとして「(関係条例の一部改正)」を付する。

附則中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

附 則

この条例中第8条第2項第2号の改正規定は平成21年12月1日から、その他の改正規定は平成22年4月1日から施行する。

提案理由

市会議員の期末手当の支給割合を改定する必要があるので提案する。